平成20年度地方債計画と
地方債制度を巡る動向について

共同発行市場公募地方債IR

平成20年3月6日

総務省自治財政局地方債課長
黒 田　武 一 郎

平成20年度地方財政計画のポイント

歳出の特別枠「地方再生対策費」を創設

○「地方再生対策費」の創設　4,000億円
- 地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画に地方が自主的・主体的に取り組む活性化施策に必要な歳出を計上し、財源を確保。

○「地方再生対策費」は、地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分
- 実質的な配分　都道府県1,500億円、市町村2,500億円
- 第一次産業就業者比率や高齢者人口比率等を反映。合併市町村に配慮。

地方交付税及び一般財源の総額を増額確保

○ 実質的な地方交付税　　18.2兆円（前年度比 ＋0.4兆円）　平成15年度以来の増
- 地方交付税　　15.4兆円（　〃　＋0.2兆円）
- 臨時財政対策債　　2.8兆円（　〃　＋0.2兆円）

※地方交付税の総額を確保するため、19年度及び20年度に予定していた特別会計借入金の償還を繰り延べ

○ 一般財源　　59.9兆円（前年度比 ＋0.7兆円）
- 地方税　　40.5兆円（　〃　＋0.1兆円）
- 実質的な地方交付税　　18.2兆円（　〃　＋0.4兆円）
- その他　　1.2兆円（　〃　＋0.2兆円）

○ 交付団体ベースの一般財源を増額　　＋0.6兆円（不交付団体　＋0.1兆円）

基本方針2006に沿って引き続き歳出の抑制に努力

○地方財政計画の規模　83.4兆円程度（前年度比＋0.3%、特別枠除き△0.2%）

○ 地方一般歳出　　65.8兆円程度（　〃　＋0.0%、　〃　△0.6%）

地方税収の偏在状況①（平成18年度決算）

（人口１人当たり税収額の指数（全国平均を１００とした場合））

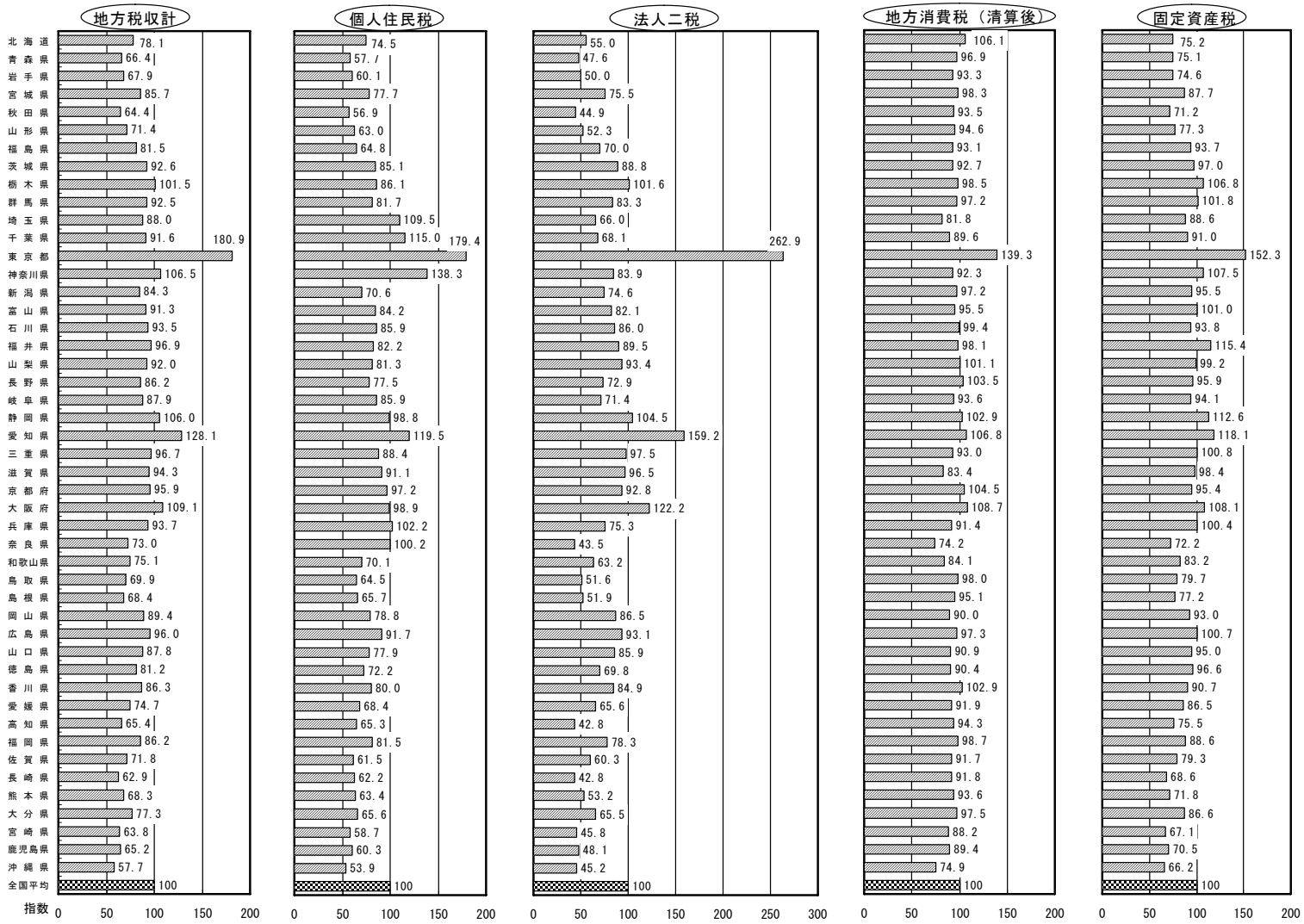

最大／最小：３．１倍	最大／最小：３．３倍	最大／最小：６．１倍	最大／最小：１．９倍	最大／最小：２．３倍
【平成１８年度決算額】				
３５．８兆円	８．７兆円	８．７兆円	２．６兆円	８．５兆円

（注1）「最大／最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口（H19.3.31現在の住民基本台帳人口）1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

（注2）地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設（イメージ）

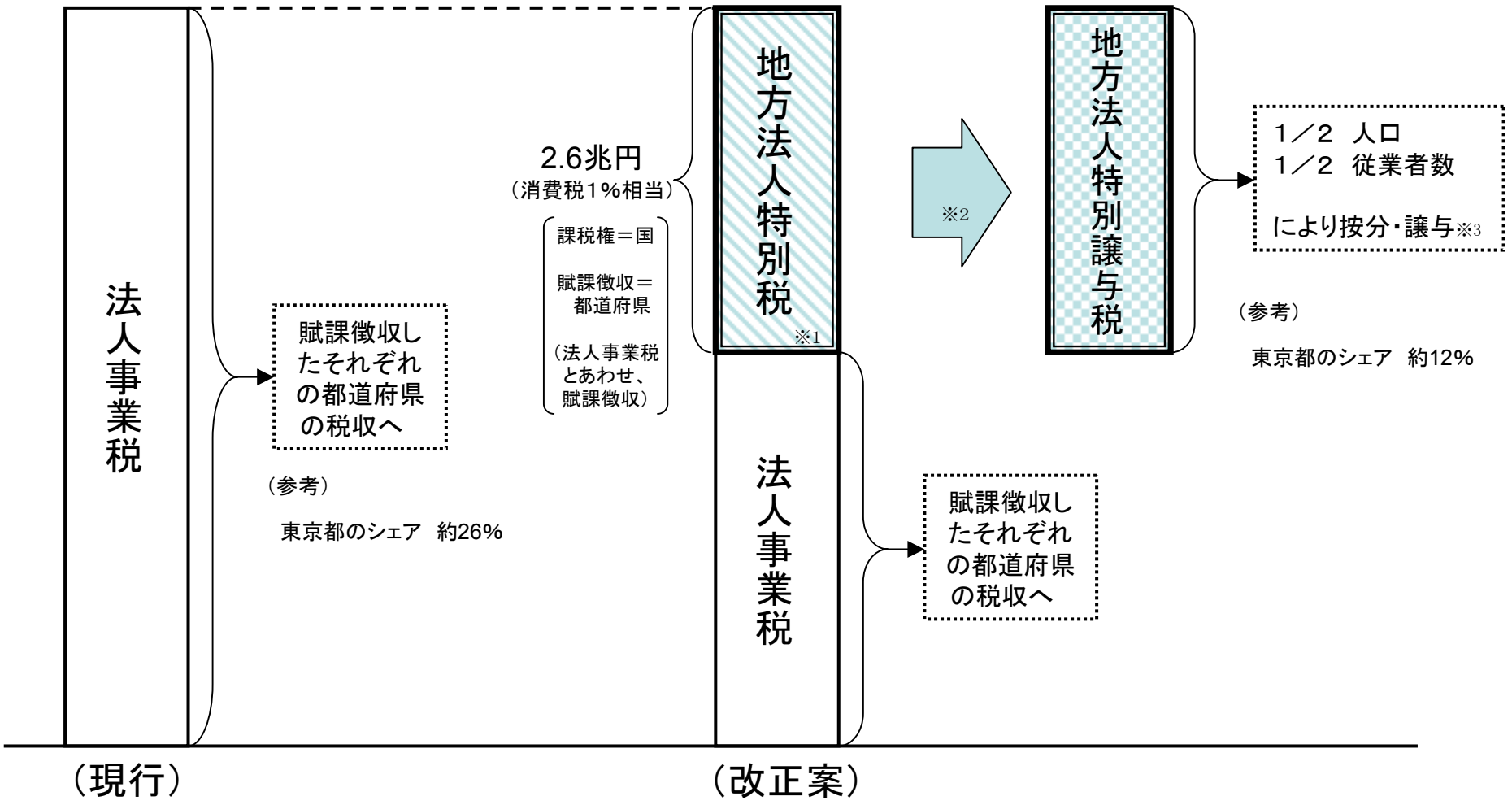

※1　新税の課税標準は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）
※2　都道府県が賦課徴収した新税の税収は、全額を新譲与税として都道府県に譲与
※3　今回の改正による減収額が、財源超過額の1／2を超える場合、減収額の1／2を限度として、当該超える額を譲与額に加算

平成19年11月8日
経済財政諮問会議提出資料

「地方と都市の共生」プログラム（実施イメージ）

○　地方と都市がともに支えあう「共生」の考え方の下、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用。
○　東京都等の歳出が減少し、交付団体の歳出に振り替わるものであって、地方全体の歳出は増加しない（Ａ＝Ｂ）

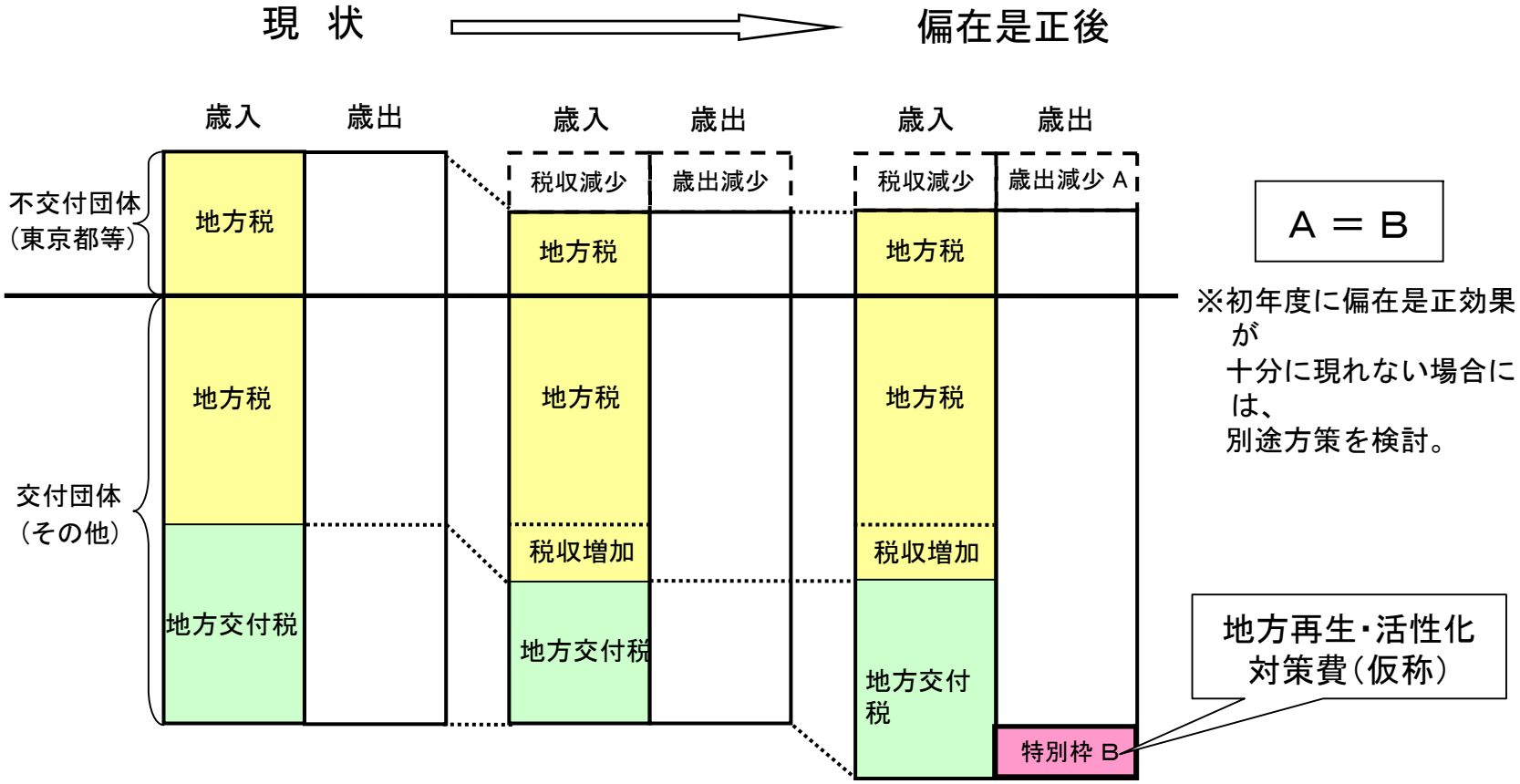

地方再生対策費の概要

1. 算定額

4，000億円程度

- 都道府県分 1，500億円程度
- 市 町 村 分 2，500億円程度

2. 算定経費

地方税偏在是正による財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定。（独立した算定項目とし、当分の間の臨時的な算定項目として交付税法に規定。）

3. 算定方法

市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分

○ 都道府県

測定単位 ： 人口

人口規模のコスト差を反映（段階補正）するほか、第一次産業就業者の比率や高齢者人口の比率等を反映する。

標準団体（人口170万人）	20億円程度

○ 市 町 村

測定単位 ： 人口

人口規模のコスト差を反映（段階補正）するほか、第一次産業就業者の比率や高齢者人口の比率を反映する。

測定単位 ： 耕地及び林野面積

人口規模	試算額	基準財政需要額に対する割合
人口10万人規模 （人口9万～11万人の平均）	2億円程度	1．2%
人口5万人規模 （人口4万～6万人の平均）	1億3千万円程度	1．4%
人口1万人規模 （人口9千～1万1千人の平均）	8千万円程度	2．7%
人口5千人規模 （人口4千～6千人の平均）	6千万円程度	2．9%

※ 合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源を確保

地方財源不足の要因

- **財源不足が増加してきたのは**、景気の低迷に加え、**減税や景気対策など国の施策に地方が協力**してきたことによる**公債費の増嵩が主な原因**。
- 近年は、歳出の抑制と景気回復による税収増に伴い、財源不足が縮小。

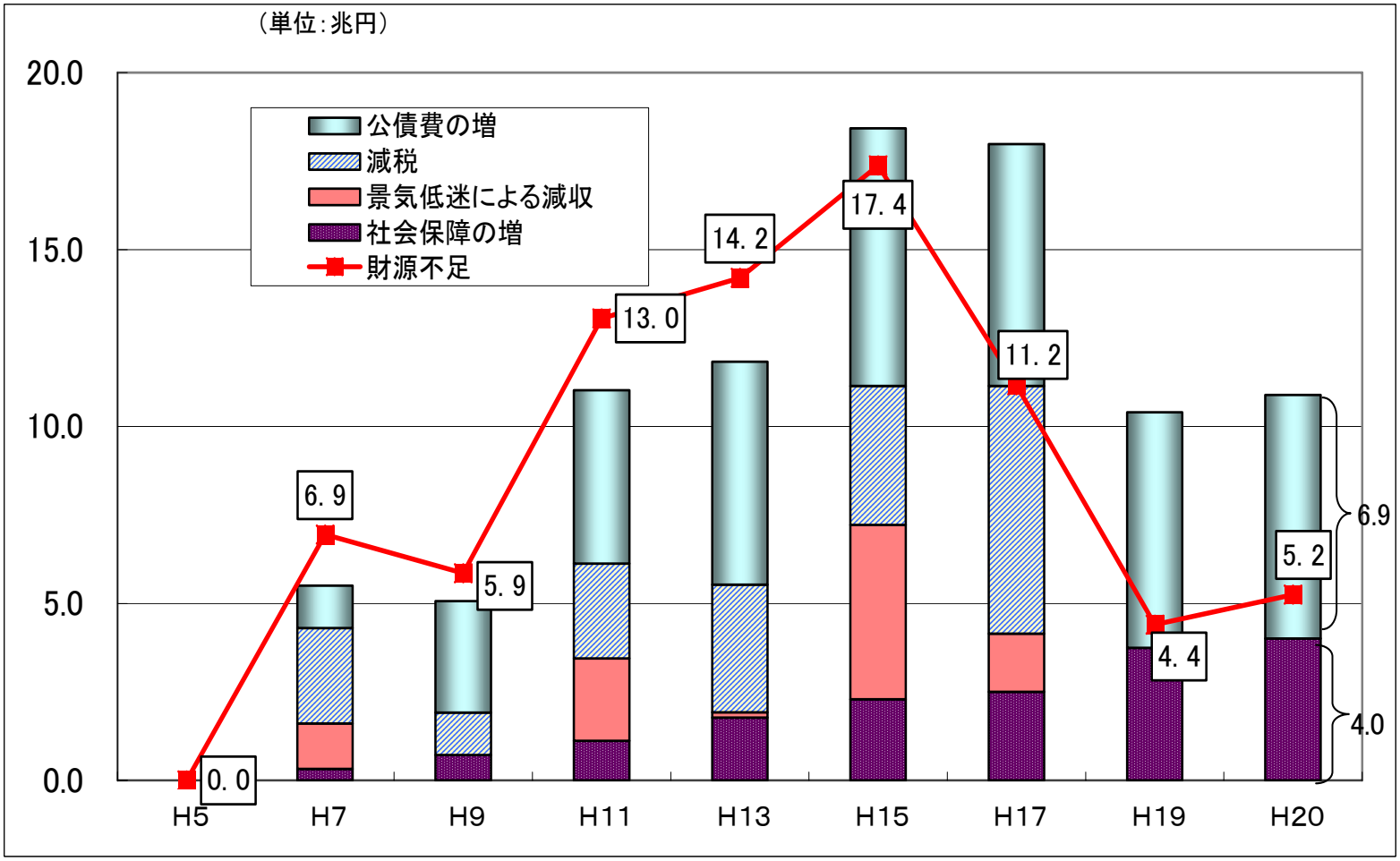

※ 「公債費の増」「景気低迷による減収」「社会保障の増」は、H5年度からの増減。

地方の借入金残高の推移

○ 地方財政は、20年度末見込で197兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。
（公営企業債（企業会計負担分）をあわせれば228兆円）

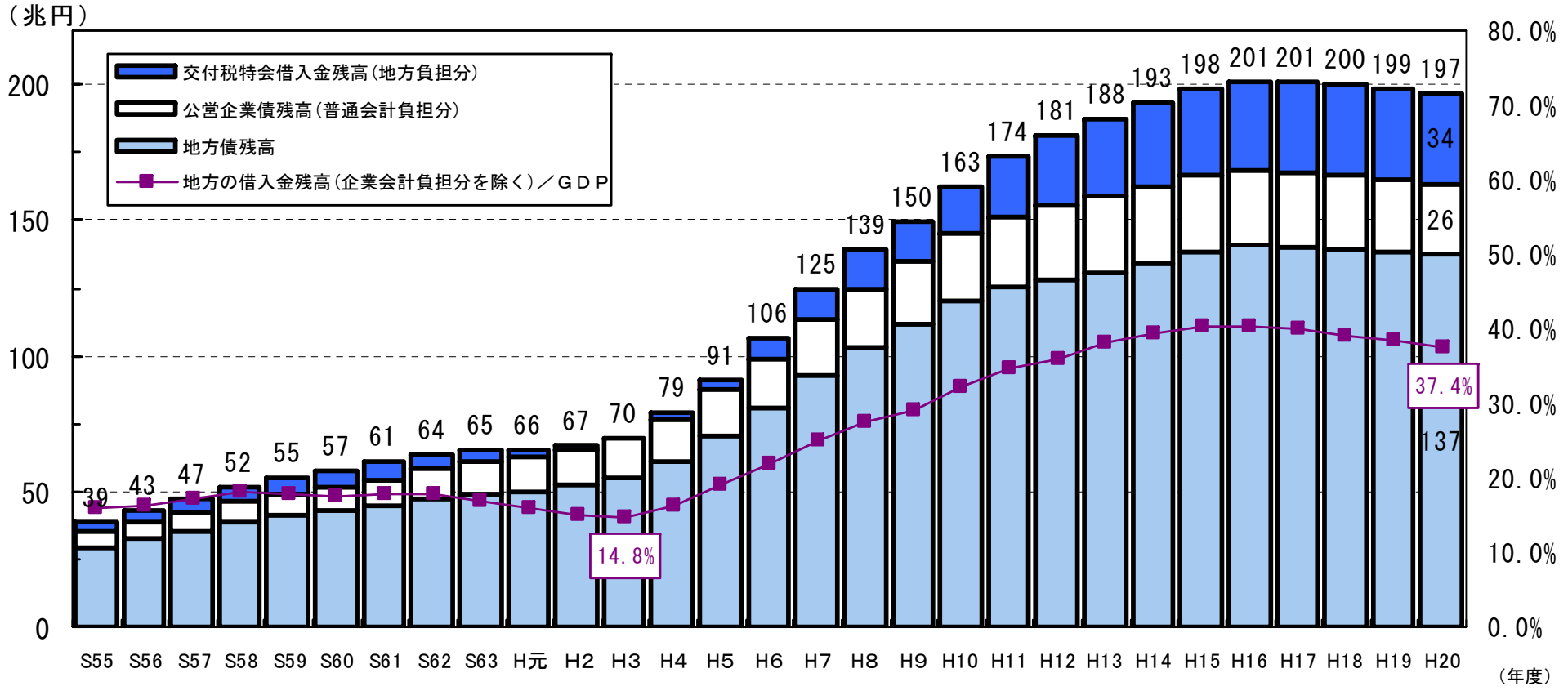

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	31

地方債資金の流れ

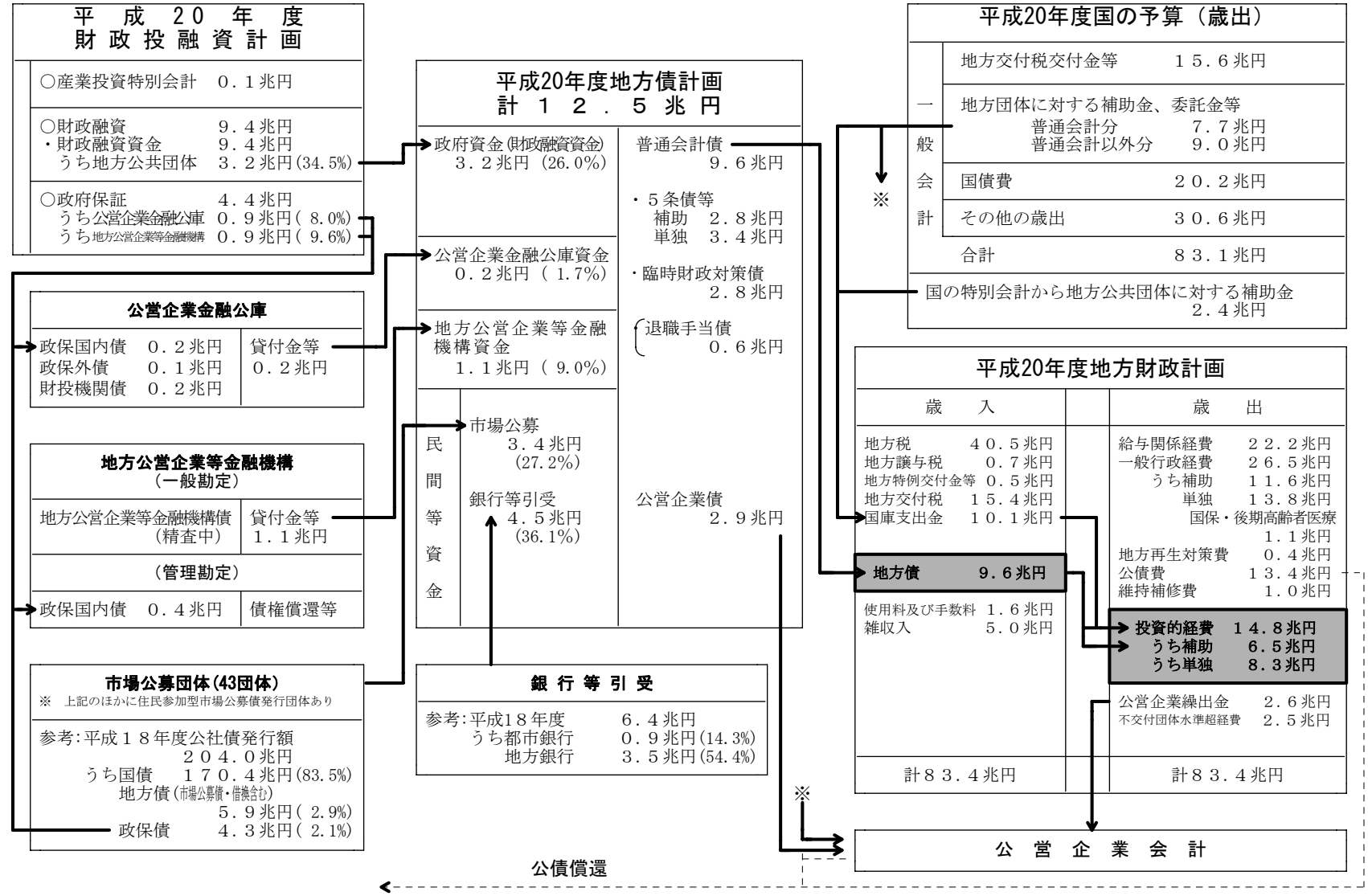

(注) 1　精査の結果、数値に異動が生じることがある。
　　2　各項目毎に四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

平成20年度財政投融資計画

○　平成２０年度財投計画

（単位：兆円）

	19年度	20年度
財政投融資計画総額	14.2	13.9
公庫等	4.0	4.3
教育・福祉・医療関連機関	0.8	0.9
その他の独立行政法人等	3.9	3.6
その他の機関	1.4	1.1
地方	4.1	4.0

○　財投計画額及び財投計画残高の推移

財投計画額の推移（フロー）

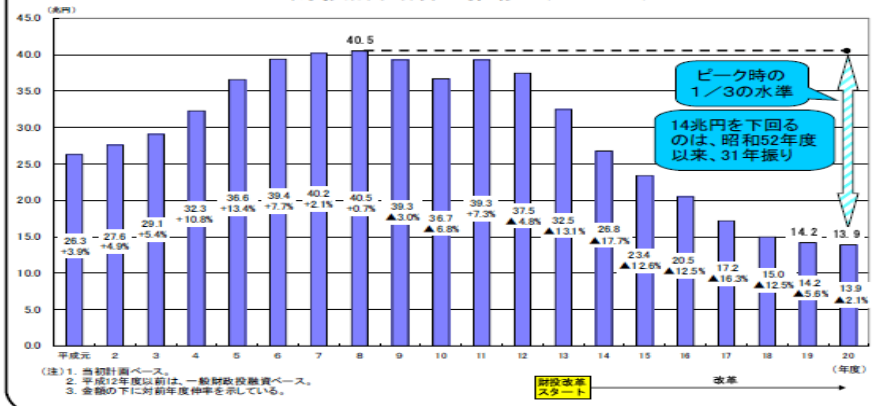

（注）1．当初計画ベース。
2．平成12年度以前は、一般財政投融資ベース。
3．金額の下に対前年度伸率を示している。

財投計画残高の推移（ストック）

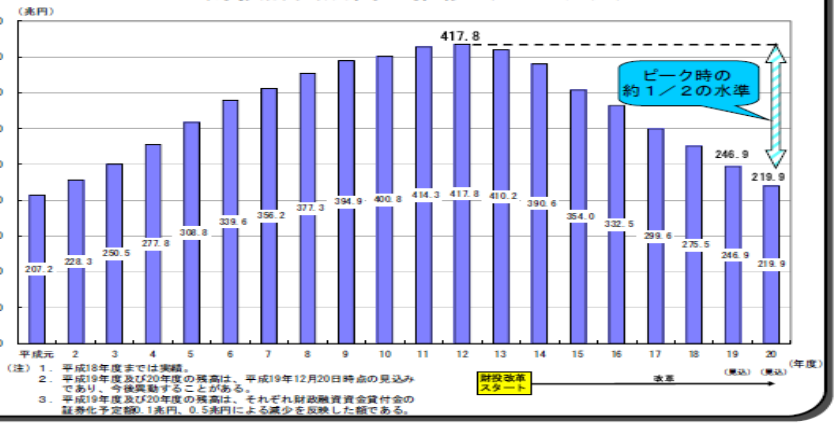

（注）1．平成18年度までは実績。
2．平成19年度及び20年度の残高は、平成19年12月20日時点の見込みであり、今後異動することがある。
3．平成19年度及び20年度の残高は、それぞれ財政融資資金貸付金の証券化予定額0.1兆円、0.5兆円による減少を反映した額である。

政策金融改革への対応

事業の見直し、重点化

○　（株）日本政策金融公庫　　新公庫の事業について、「制度設計」に基づき見直し、重点化。

民営化

○　（株）日本政策投資銀行

完全民営化に向けた移行期間に入ることを踏まえ、財投規模を縮減。

廃止（地方共同法人化）

○　地方公営企業等金融機構

公営公庫は20年10月に廃止。財投は新機構の既往の政府保証債の借換に限定。

平成20年度地方債計画

（単位：億円、％）

項目		平成20年度計画額(A)	平成19年度計画額(B)	差引(A)－(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
一	一般会計債	60,761	63,184	△ 2,423	△ 3.8
二	公営企業債	27,783	27,724	59	0.2
三	公営企業借換債	2,000	2,000	0	0.0
四	臨時財政対策債	28,332	26,300	2,032	7.7
五	退職手当債	5,900	5,900	0	0.0
総計		124,776	125,108	△ 332	△ 0.3
内訳	普通会計分	96,055	96,529	△ 474	△ 0.5
	公営企業会計等分	28,721	28,579	142	0.5
資金区分					
公的資金		45,730	46,300	△ 570	△ 1.2
	財政融資資金	32,400	32,800	△ 400	△ 1.2
	公営企業金融公庫資金	2,100	13,500	△ 11,400	△ 84.4
	地方公営企業等金融機構資金※	11,230	—	11,230	皆増
民間等資金		79,046	78,808	238	0.3
	市場公募	34,000	34,000	0	0.0
	銀行等引受	45,046	44,808	238	0.5

※　地方公営企業等金融機構法施行令（平成19年政令第384号）附則第２条の規定による改正後の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第４条第２号（平成20年10月１日施行）に規定する資金。

市場公募地方債については、借換債を含め6兆円（前年度比2，000億円、３．４％増）を予定している。

平成20年度地方債計画の特色

Ⅰ 公債費負担軽減対策

○ 平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、公営企業借換債と合わせて5兆円程度の年利5%以上の公的資金の補償金免除繰上償還を実施。その財源として必要に応じ民間等資金による借換債の発行が可能。

Ⅱ 地方公営企業等金融機構資金の創設

○ 地方公営企業等金融機構の発足に伴い、地方公営企業等金融機構資金を創設。

H⑳ 1兆1，230億円

Ⅲ 地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえた公的資金の重点化・縮減

○ 公的資金　　H⑲ 4兆6，300億円 → H⑳ 4兆5，730億円（△1．2%）

・ うち財政融資資金 H⑲ 3兆2，800億円 → H⑳ 3兆2，400億円（△1．2%）

Ⅳ 地方債資金の市場化を引き続き推進

○ 地方分権や財投改革の進展に伴い、地方団体の自己責任による行財政運営が一層求められる中、市場原理に即した資金調達を推進。

→ H⑳ 市場公募地方債 3兆4，000億円（前年度同額、地方債計画に占める割合同率（27.2%））

○ 地方債の個人消化・公募化を通じた資金調達の手法の多様化、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、住民参加型市場公募地方債の発行を推進。

地方債計画額（当初）の推移（資金別）

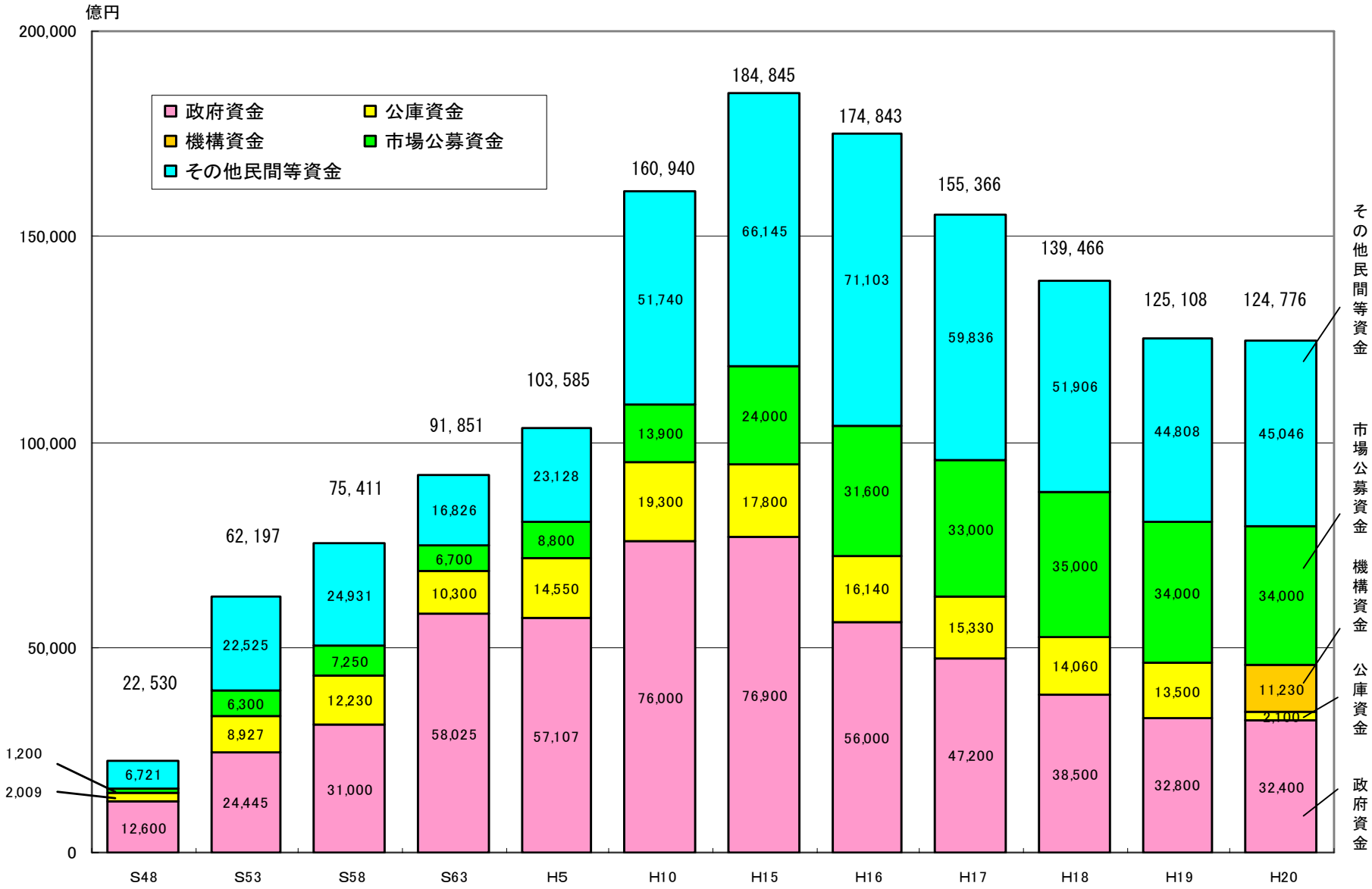

地方債計画（当初）における資金別構成比の推移

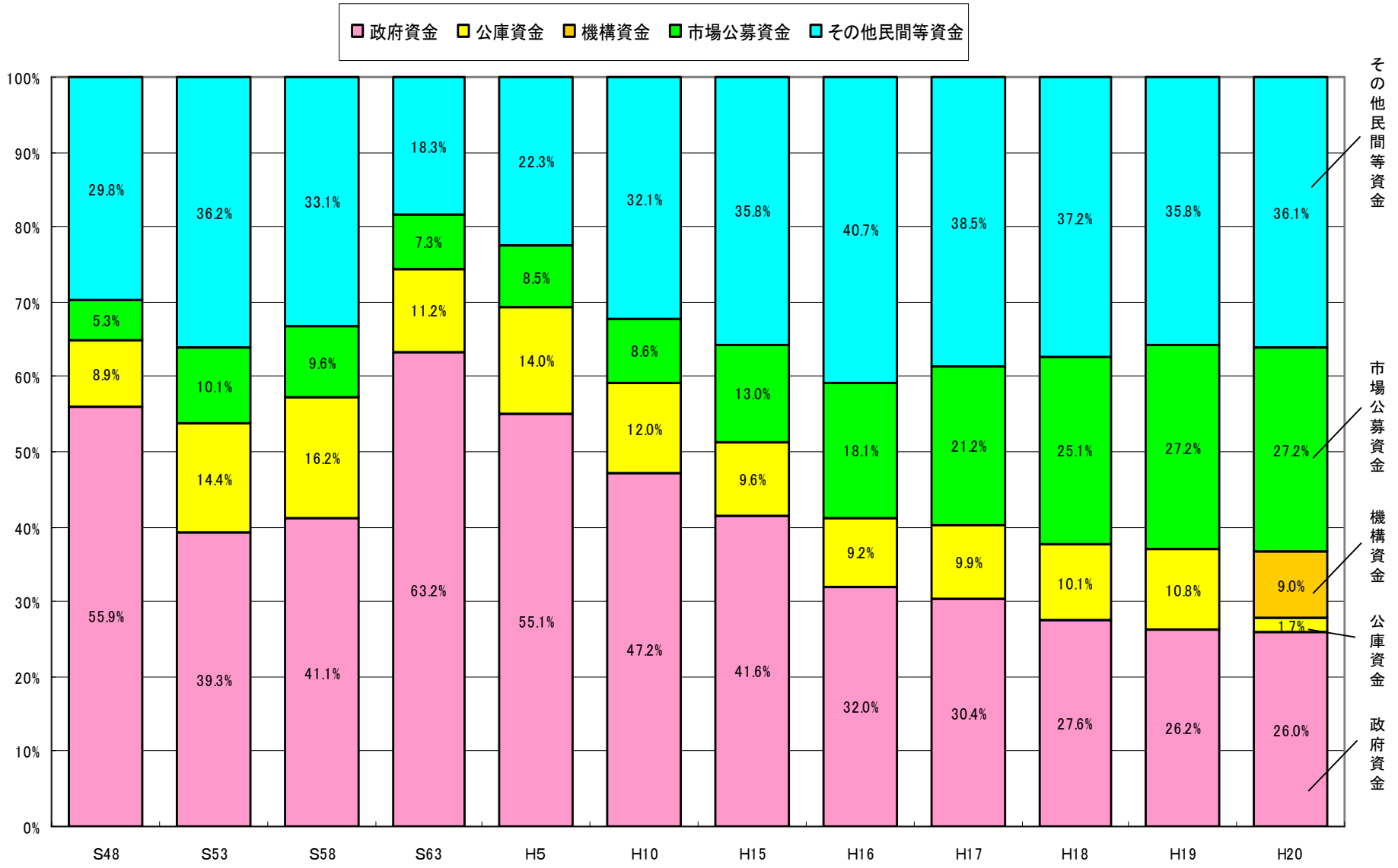

市場公募債の償還年限別発行額推移

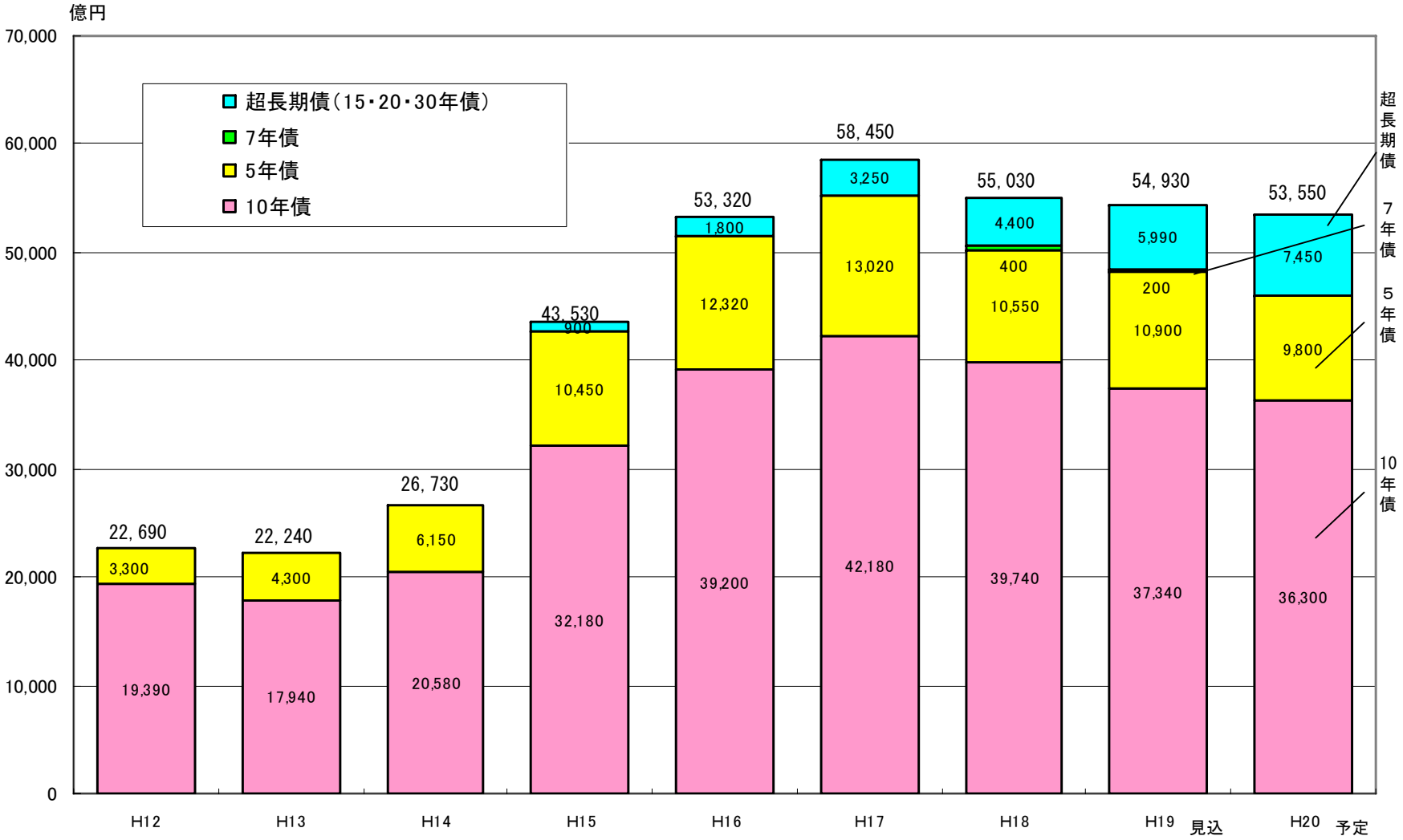

※平成20年度は平成20年3月6日時点の額であり、大阪府の個別発行額は、4月～7月の暫定予算。
※外債を除く。

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数（累計）
昭和27年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和48年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和50年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和57年度		広島市	23
平成元年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成6年度		千葉市	28
平成15年度		さいたま市	29
平成16年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成17年度	鹿児島県	静岡市	35
平成18年度	島根県、大分県	堺市	38
平成19年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成20年度	栃木県（予定）		43

共同発行市場公募地方債発行団体の推移

（単位：億円）

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道・宮城県・茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・長野県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・札幌市・仙台市・千葉市・川崎市・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県・鹿児島県		29	13,240
H19	大分県・静岡市	福岡県・横浜市・名古屋市	28	12,140
H20（予定）	岐阜県・新潟市		30	12,300

平成20年度市場公募地方債発行予定額

（単位：億円）

団体	平成20年度発行予定額計	10年債			5年債	20年債又は30	団体	平成20年度発行予定額計	10年債			5年債	20年債又は30
			個別発行	共同発行						個別発行	共同発行		
北海道	3,600	2,400	1,800	600	1,200	－	福岡県	1,600	700	700	－	500	400
宮城県	680	530	－	530	150	－	熊本県	600	500	200	300	100	－
福島県	400	200	200	－	200	－	大分県	200	200	100	100	－	－
茨城県	370	370	－	370	－	－	鹿児島県	450	350	－	350	100	－
栃木県	100	100	100	－	－	－	札幌市	1,100	600	300	300	300	200
群馬県	200	200	200	－	－	－	仙台市	400	300	－	300	100	－
埼玉県	2,250	1,850	1,500	350	－	400	さいたま市	100	100	100	－	－	－
千葉県	2,650	1,850	1,500	350	400	400	千葉市	650	650	350	300	－	－
東京都	5,000	4,000	4,000	－	－	1,000	川崎市	1,100	450	100	350	350	300
神奈川県	3,450	1,700	1,400	300	1,100	650	横浜市	2,400	1,200	1,200	－	300	900
新潟県	1,000	1,000	400	600	－	－	新潟市	200	200	100	100	－	－
山梨県	100	100	100	－	－	－	静岡市	150	150	－	150	－	－
長野県	800	600	－	600	200	－	浜松市	100	100	100	－	－	－
岐阜県	300	200	100	100	100	－	名古屋市	1,300	800	800	－	200	300
静岡県	2,100	1,400	800	600	300	400	京都市	1,350	950	350	600	300	100
愛知県	2,400	1,800	1,200	600	400	200	大阪市	3,300	2,100	1,500	600	600	600
京都府	1,300	900	400	500	200	200	堺市	100	100	100	－	－	－
大阪府	2,600	1,600	※ 1,000	600	※ 1,000	－	神戸市	1,300	700	300	400	200	400
兵庫県	3,100	1,700	1,100	600	1,000	400	広島市	650	650	250	400	－	－
島根県	100	0	－	－	100	－	北九州市	800	500	200	300	100	200
岡山県	200	200	200	－	－	－	福岡市	1,500	1,000	550	450	300	200
広島県	1,500	1,300	700	600	－	200	合計	53,550	36,300	24,000	12,300	9,800	7,450

※大阪府の個別発行額は、4月～7月の暫定予算。
※外債を除く。
※平成20年3月6日時点の予定額。
※今後の各地方公共団体の状況の変化により、上記の発行予定額が変更される可能性がある。

市場公募債の発行の推移

（単位：億円）

区分	平成9年度		平成13年度		平成20年度（3月6日時点）	
	団体数	発行額	団体数	発行額	団体数	発行額
10年債	28	18,510	28	17,940	36	24,000
5年債			15	4,300	26	9,800
20年債					19	5,700
30年債					10	1,750
共同発行					30	12,300
小計	28	18,510	28	22,240	43	53,550
住民公募			1	10	117	3,500
合計	28	18,510	29	22,250	160	57,050

※平成20年度は大阪府の個別発行額は、4月～7月の暫定予算。
※外債を除く。

【発行団体】 北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

共同発行市場公募債

30の地方団体が共同して発行する債券
（平成15年4月から毎月発行）

平成20年度発行予定1兆3,000億円
10年満期一括償還

1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき29団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によって地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

2 ファンド（流動性補完措置）

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

【発行団体】北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

地 方 財 源 保 障 に 係 る 法 律 の 規 定

１　事務の処理を義務付ける場合の財源措置義務（事務の性格に関らず）

● 地方自治法第232条第２項（経費の支弁等）

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

（参考）

● 地方財政法第13条（新たな事務に伴う財源措置）

１　地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。
２　前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

２　地方行政の計画的な運営のための財源保障

地方交付税法第１条（この法律の目的）

この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

地方交付税法第３条（運営の基本）

２　国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。
３　地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

３　国庫負担金事業の地方負担についての財源保障

地方財政法第11条の２（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。（以下略）

◎国の予算と地方財政計画との関係（平成20年度当初）

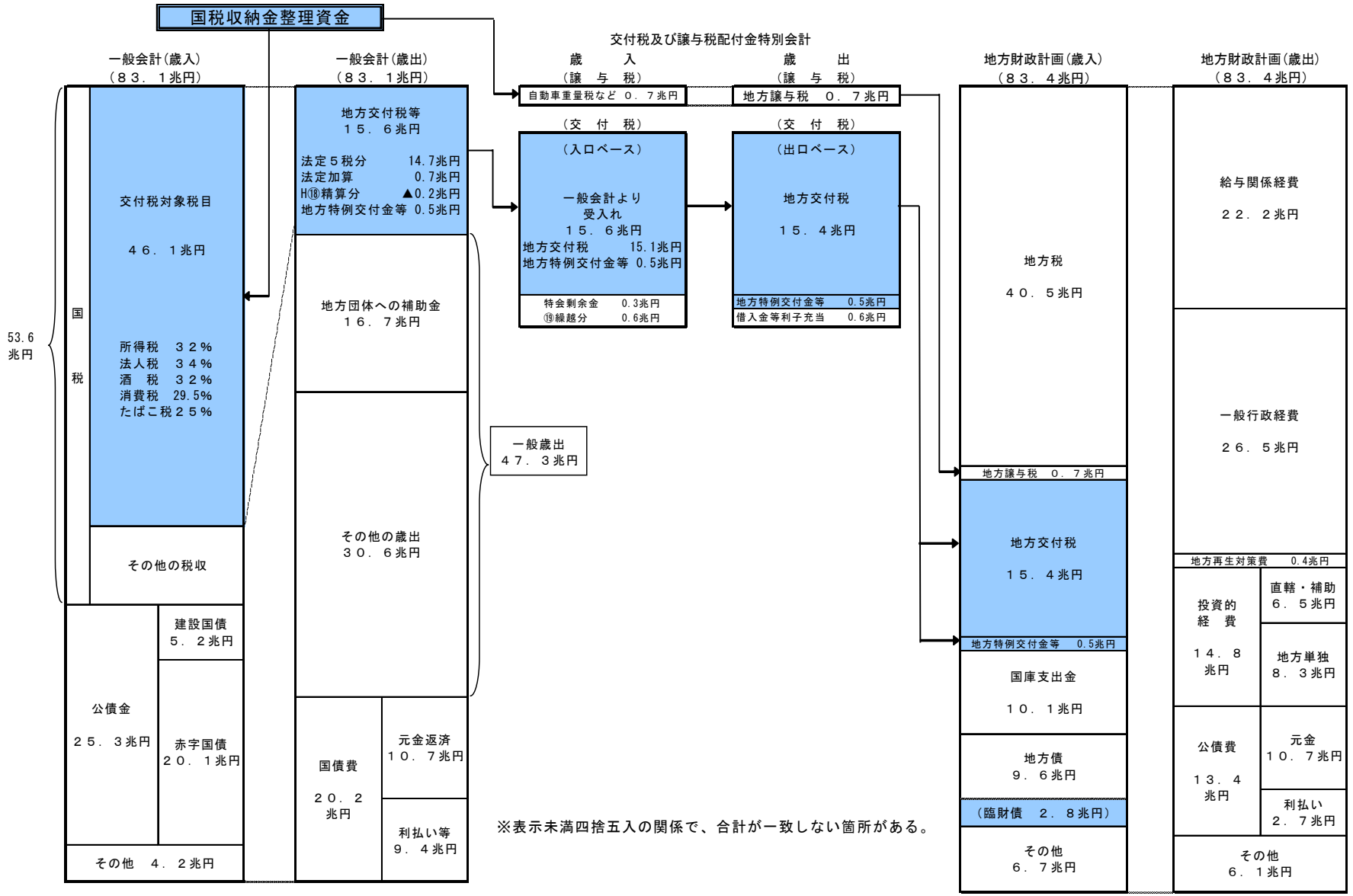

※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

地方債協議制度のしくみ

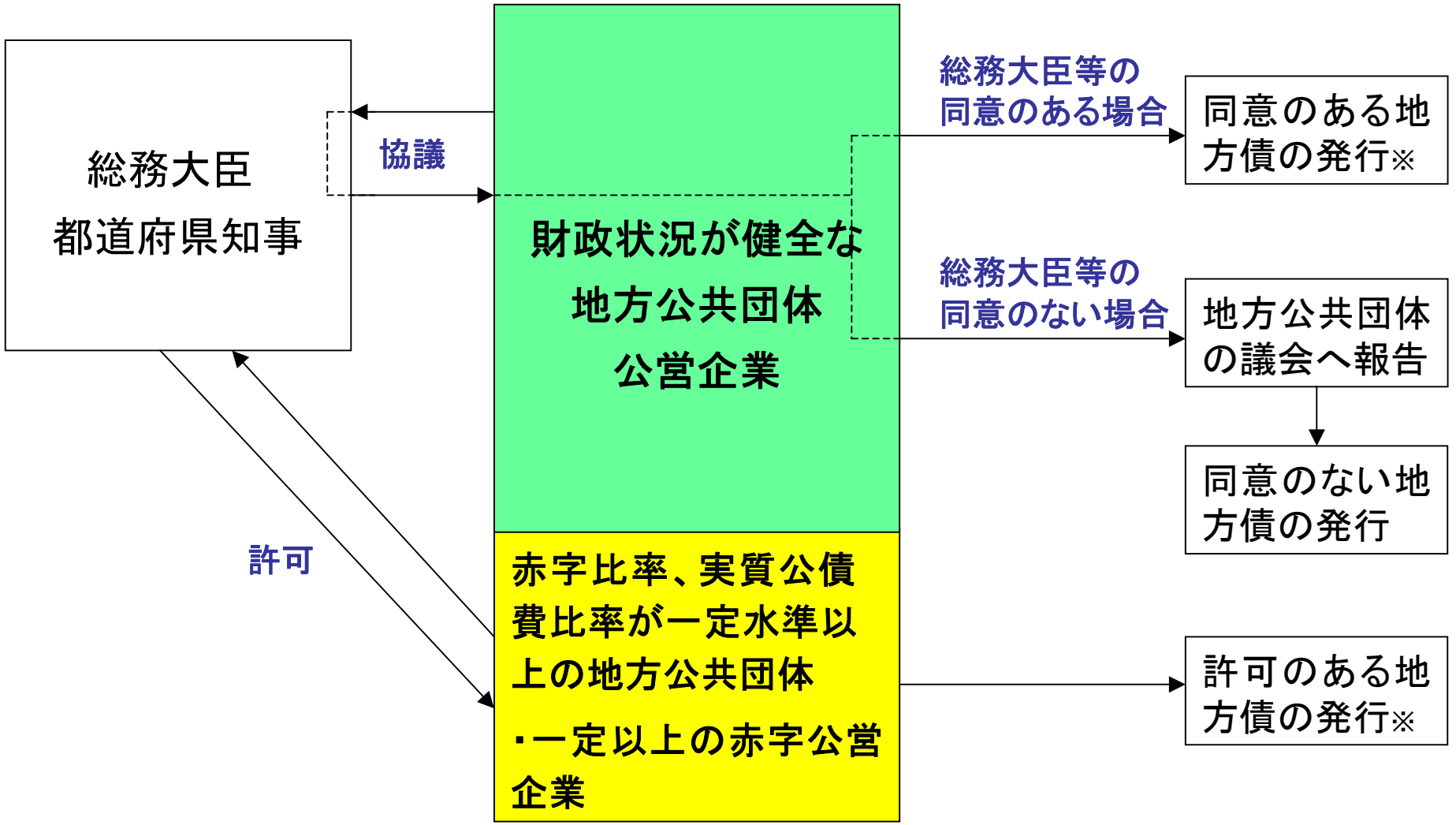

※総務大臣等の同意（許可）のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

実質公債費比率に係る早期是正措置の枠組み

- ○ 標準的一般財源の規模に対する公債費相当額の割合を測る指標を、厳格化、透明化の観点から一定の見直し → 実質公債費比率を導入
- ○ 実質公債費比率18%以上の許可団体は、公債費負担適正化計画の策定を義務づけ、これを前提に許可
- ○ 実質公債費比率25%以上の団体は、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債を制限

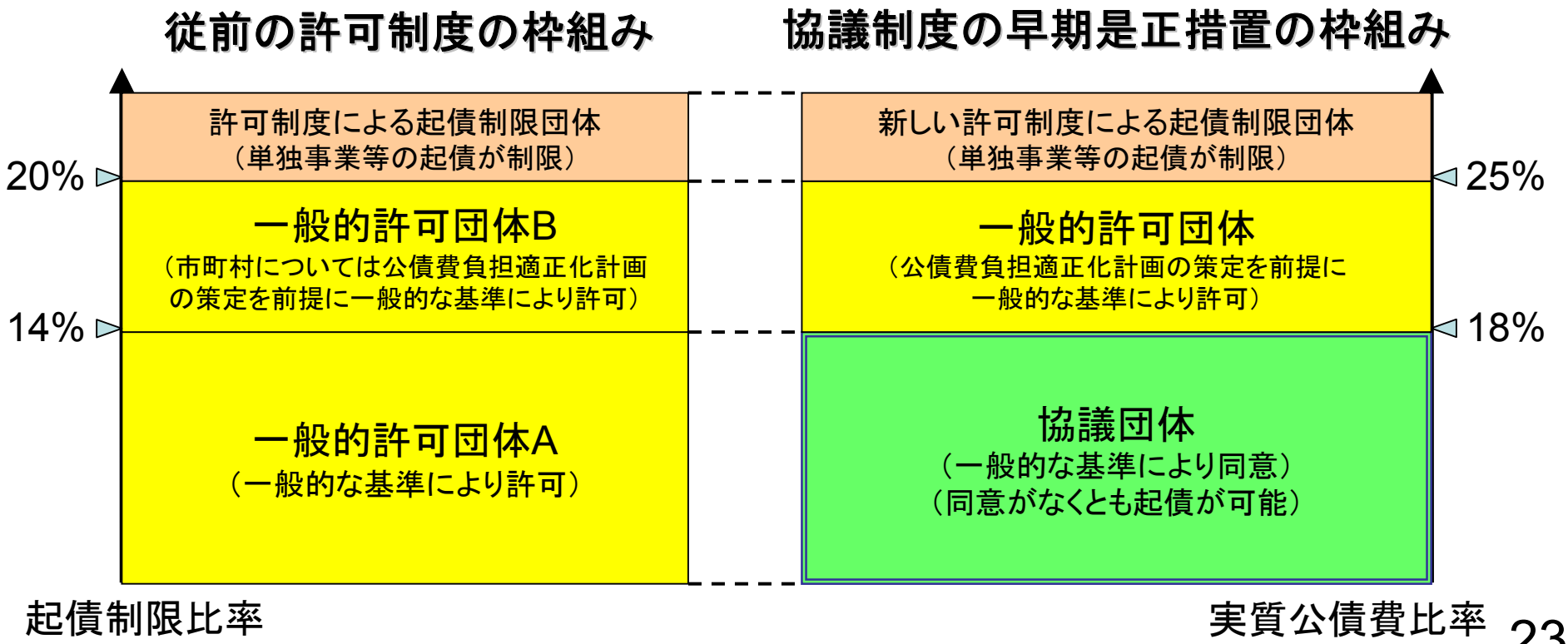

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

（指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用）

新しい法制

（健全財政）

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】
・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（財政悪化）

現行制度

＜現行制度の課題＞

・分かりやすい財政情報の開示等が不十分

・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない

・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない

・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度（地方公営企業法）

健全化判断比率等の対象について

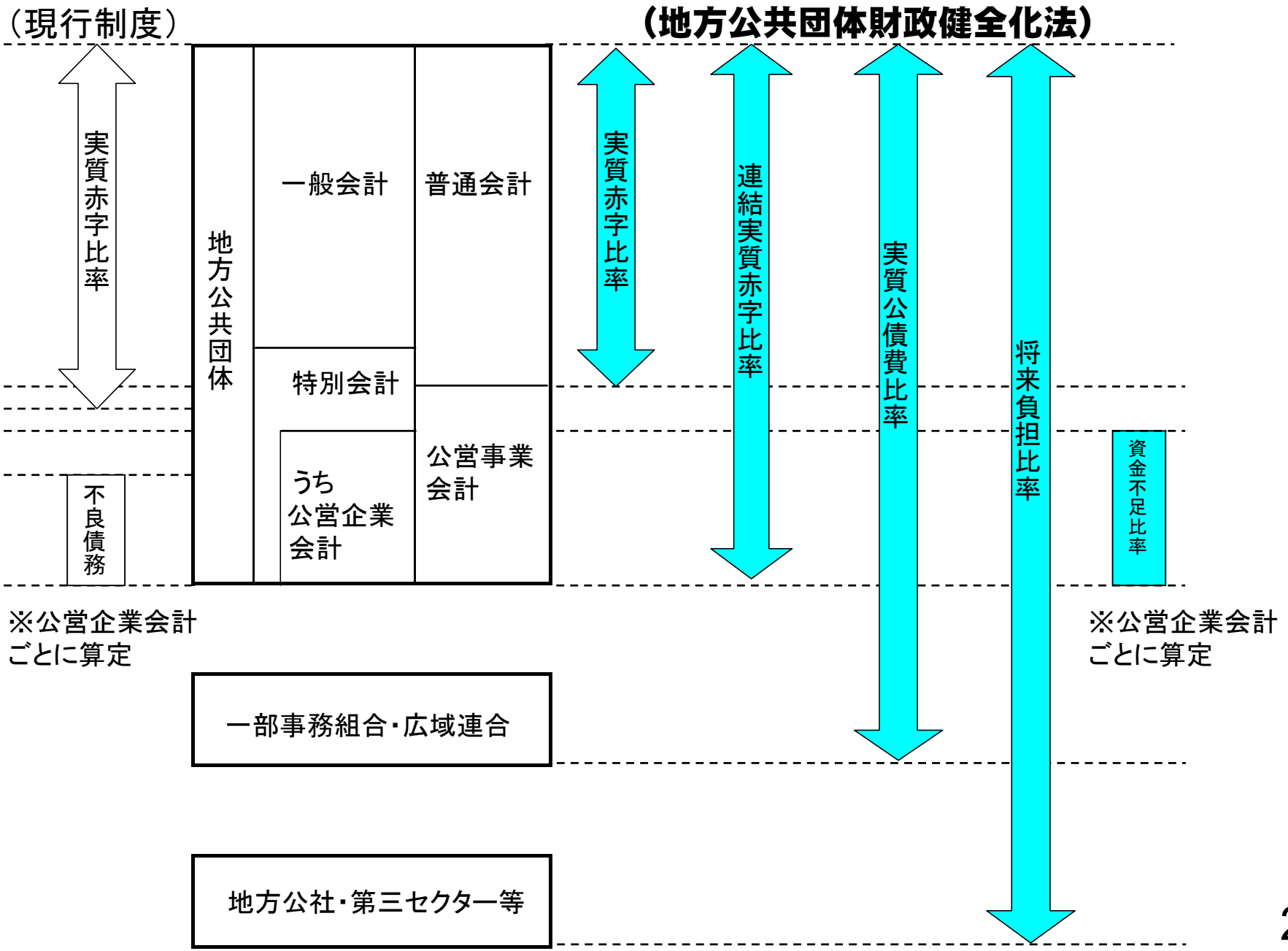

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準等

○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
○ 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。
○ 早期健全化、財政再生等の基準を定める政令を平成19年12月28日に公布。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求　等

財政の再生

財政再生計画の策定、計画について国の同意手続、地方債の制限、再生振替特例債　等

	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ11.25～15%	都道府県：5% 市町村：20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ16.25～20%	都道府県：15%（※） 市町村：30%（※）
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	－
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	20%	－

（※） 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（市町村は40%→40%→35%）を設ける。

法律の施行に向けたスケジュールについて

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
6/22	～12月	3月	4月～	秋	3月	4月	秋	3月
○	○		○	○		○	○	○
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政	（平成20年度予算編成）	指標の公表に係る規定の施行（平成20年４月１日）	19年度決算に基づく指標の公表		計画策定義務等に係る規定の施行（平成21年４月１日）	20年度決算に基づく指標の公表	財政再生計画を策定（平成21年度内） 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・
	（地方公共団体との意見交換）							

振替地方債利子の非課税制度の創設

平成18年1月より地方債の電子決済制度がスタートしたことを踏まえ、租税特別措置法等の改正により、国債と同様、非居住者、外国法人（外国投資信託の受託者である場合を含む。）が受け取る地方債の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替地方債に係るものについて源泉徴収非課税措置が創設されました。

改正の具体的内容は以下のとおりで、平成20年1月1日以後に支払われる振替地方債の利子について適用されます。

① 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替地方債の利子については、振替国債と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さないこととし、源泉徴収を免除する。

② 振替国債の利子について非課税適用申告書を提出している場合には、一定の要件の下に振替地方債の利子について非課税適用申告書を提出しているものとみなすなど、所要の特例措置を講ずる。

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還の承認等

各地方団体から提出された行政の簡素化等に関する計画（普通会計分及び各公営企業会計分）の内容が当該地方団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めたので、その旨を平成19年12月22日に通知。

1．通知した団体数及び当該団体の計画に計上された繰上償還希望額

（単位：百億円）

	団体数	旧資金運用部資金	旧簡易生命保険資金	公営企業金融公庫資金
普通会計	996	51	30	9
上水道	1，148	85	—	41
工業用水道	64	3	—	2
地下鉄	9	19	16	7
下水道	949	130	19	69
病院	256	22	—	—
合計	1，524	310	65	128

注１　団体数合計欄は、いずれかの事業区分に該当している団体数（重複控除）。
　２　団体数及び繰上償還希望額には平成１９年９月４日に承認した夕張市に係るものを含む。

2．繰上償還の特例

平成21年度までの3年間における各地方団体の補償金免除繰上償還額の総額が、それぞれ旧資金運用部資金で3．3兆円程度、旧簡易生命保険資金で5，000億円程度、公営企業金融公庫資金で1．2兆円程度を超える時は、各地方団体ごとの繰上償還の対象となる地方債の額を調整して減額することがある。

地方交付税の基準財政収入額の算定と減収補てん債

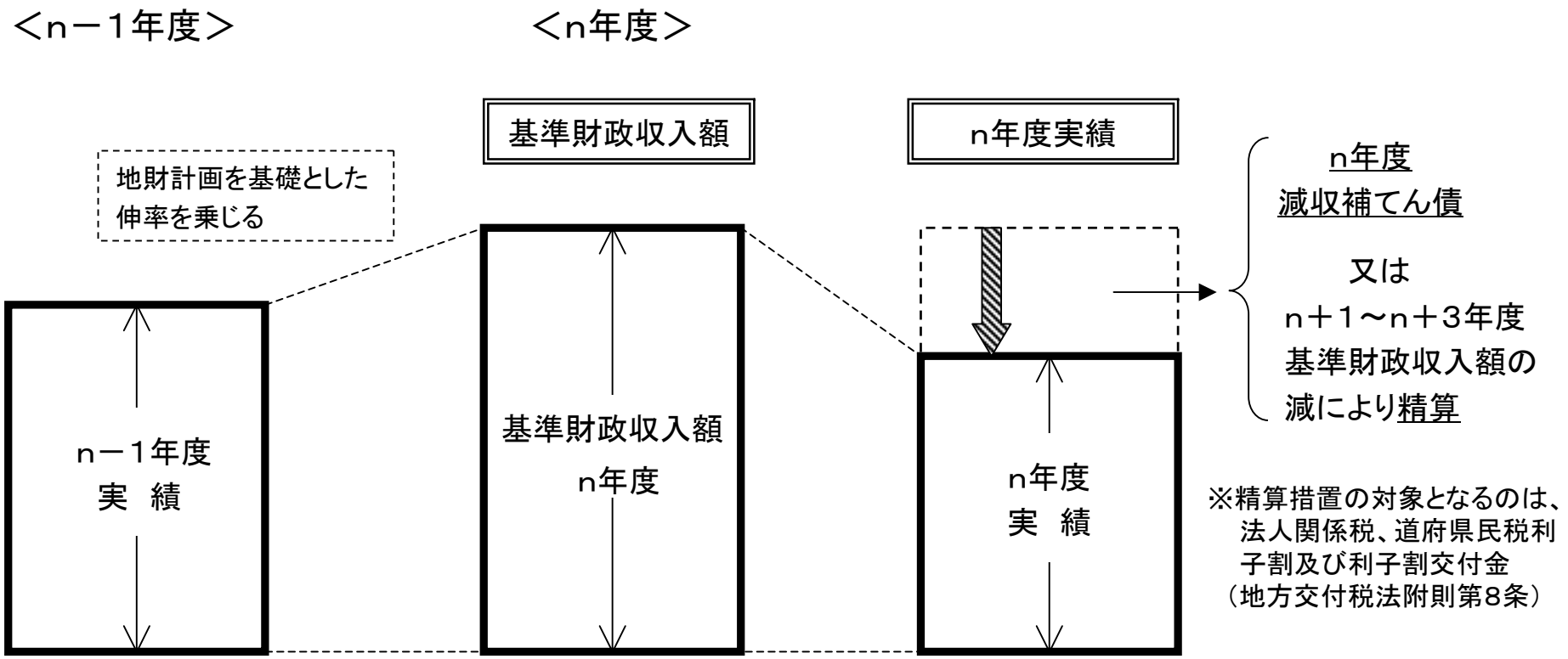

【減収補てん債の対象経費（イメージ図）】

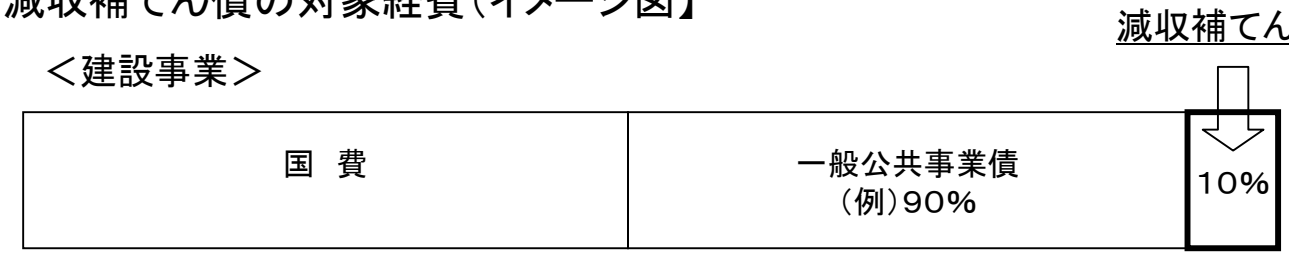

※昭和50年度及び平成14年度においては、地方財政法第5条の特例として建設事業以外の経費にも充当している。

減 収 補 て ん 債 の 仕 組 み と 性 格

- 普通交付税額は「基準財政需要額（標準的な歳出）」－「基準財政収入額（標準的な税収）」により算定
- 基準財政収入額のうちの法人関係税等については、前年度実績をベースに機械的に算定することから収入実績と比較して過大過少が発生
- 過大過少分については翌年度以降の交付税の増減により調整
- 減収額が大きい場合には算定年度に「減収補てん債」を発行して対応し、後年度元利償還金を交付税措置
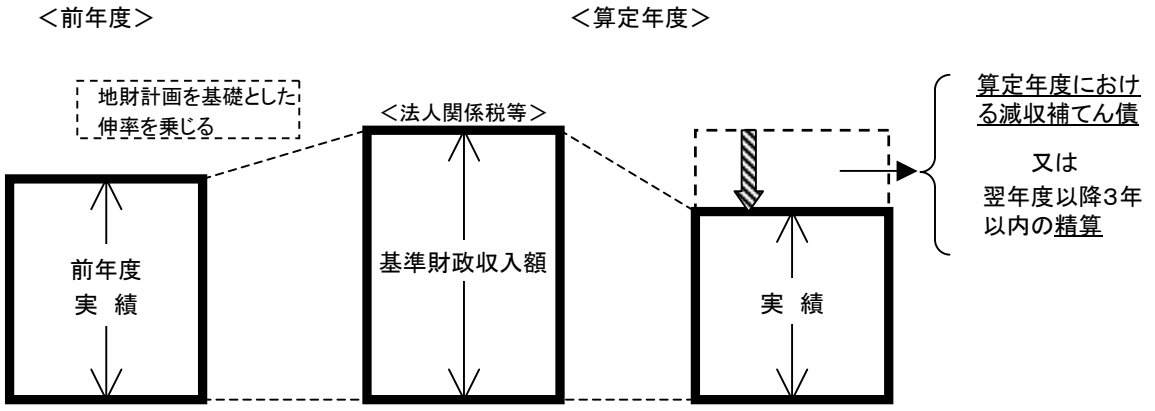
減収補てん債は、交付税の算定における精算調整の手法の一つであり、「それぞれの地方公共団体の財政運営の結果生じる赤字」を補てんするものではない